

1 事故発生時の取扱いについて

(1) 報告内容（様式）について

- 令和4年4月1日以降に発生した事故について、改正後の介護保険事故報告書（別記様式）を使用してください。

(2) 報告期限について

- 事故発生後5日以内を目安に提出してください。
- 第1報については様式の1から6の項目、最終報告については様式の1から9の項目について記載し、提出してください。
- 第1報の時点で事故処理が終了している場合は、第1報をもって最終報告とすることができます。

1 事故発生時の取扱いについて

(3) 提出方法について

- 報告書の提出は、原則電子メールにより行ってください
(緊急その他のやむを得ない事情がある場合を除く)。

＜提出先メールアドレス＞
koreifukushi@city.masuda.lg.jp
(益田市役所高齢者福祉課)

2 報告書提出時の留意点

(1) 様式について

- 提出に当たっては、様式の改変（セルの結合、シートの分割等）を行わないでください。集計作業に支障をきたすため、ご協力をお願いいたします。

(2) その他

- 詳細につきましては、「介護保険事業者における事故発生時の取扱いについて（益田市）」をご確認ください。

3 参考

■益田市高齢者福祉課ホームページ

- 介護保険事業者における事故発生時の取扱いについて（令和4年4月1日～）
- <https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushikankyobu/koreishafukushika/5/2689.html>
- 介護保険事業者における事故発生時の取扱いについて（益田市）
- 介護保険施設等における事故の報告様式等について（介護保険最新情報Vol. 943）（いずれも上記ページ内に掲載）